

## 衛生委員会議事録（第 36 回）

日 時	2020 年 8 月 20 日 17:00	
場 所	ビデオ会議	
出席者	委員長	人事総務部 高野
	産業医	
	衛生管理者	人事総務部 高野
	事務局	人事総務部 清水
	委員	教育企画部 永野、マーケティング部 大城
議題	(1) 休職者・労働災害・長時間労働者の報告 (2) テレワークについて	
決定事項・報告事項	(1) 高野人事総務部マネージャーより、2020 年 7 月度について、休職者、長時間労働者、労働災害の状況について説明があった。 (2) 諏訪内医師より、テレワーク勤務の注意点についてご講話いただく。内容は下記のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワークは、非常事態やパンデミック（感染症流行）時にも事業継続できるなど、様々な効果がある。</li> <li>・労働者の 38.3%は「仕事と仕事以外の切り分けが難しい」と感じている。</li> <li>・企業の約 30～40%は「労働時間の管理が難しい」と感じている。</li> <li>・使用者は、単に労働時間を管理するだけでなく、長時間労働による健康障害防止を図ることが求められている。</li> <li>・長時間労働対策としては、①労働時間外のメール送付の抑制、②労働時間外のシステムへのアクセス制限、③テレワークを行う際の時間外・休日・深夜労働の原則禁止等、④長時間労働者への注意喚起などがある。</li> <li>・在宅勤務を行う勤務者は、パソコンのディスプレイを見て仕事をすることが多いため、労働者の心身の負担を軽減し、VDT 作業に留意する必要がある。</li> <li>・目の症状をトップに、首・肩・腰・背中・腕など、全身に様々な症状が見られる。こうした症状が重くなると、疲労が慢性化し、仕事の効率が悪くなる。</li> <li>・①パソコン画面の位置・照明、②目の使い方（適度な休憩など）が重要。</li> <li>・勤務者は、自分で自分をコントロールすることが必要。周りに上司</li> </ul>	

	や同僚がいなかったため、仕事の時間や仕事の進め方を自ら計画を立て、管理する必要あり。
その他	なし